

(溶込版)

八街市 循環型社会形成推進地域計画

令和元年 11 月 29 日 作成

令和 2 年 12 月 10 日（報告）

令和 5 年 1 月 27 日（報告）

千葉県八街市

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容.....	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	5
(4) 生活排水処理の目標.....	7
3. 施策の内容.....	8
(1) 発生抑制・再使用の促進.....	8
(2) 処理体制.....	10
(3) 処理施設等の整備.....	13
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	14
(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業.....	14
(6) その他の施策.....	14
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	16
(1) 計画のフォローアップ.....	16
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	16

【様式】

- ・ 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- ・ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- ・ 参考資料 様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- ・ 参考資料 様式 6 施設概要（浄化槽系）
- ・ 参考資料 様式 7 計画支援概要

【添付資料】

- ・添付資料 1 指標と人口等の要因に関するトレンド（ごみ）
- ・添付資料 2 指標と人口等の要因に関するトレンド（生活排水）
- ・添付資料 3 計画地域内の施設位置図
- ・添付資料 4 合併処理浄化槽整備計画図

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名：八街市

面積：74.94km²

人口：71,442 人（平成 29 年 10 月 1 日現在）



図 1-1 八街市位置図

（出典：八街市ホームページ）

(2) 計画期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とし、計画目標年度を令和 7 年度とする。

なお、目標の達成状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

八街市（以下、「本市」とする。）は、千葉県北部のほぼ中央に位置し、東京から 50km 圏内にあり、京葉工業地帯から 20km、成田国際空港からは 10km の位置にある。

東は山武市に接し、西は佐倉市に、南は東金市・千葉市に、北は酒々井町・富里市に接している。

市の広さは、東西に短く約 7.7km、南北に長く約 16km あり、面積は 74.94km² である。

市の中央部は市街地を形成し、周囲には平坦な畑作地帯が広がり、南西部及び北部に水田地帯が点在している。

標高は海拔 45.15m に達し、地質は第四紀古層で形成されている。

ごみ処理の分野では、平成 11 年度以降、一般廃棄物処理をとりまく社会環境は大きく変化し、近年の大量生産、大量消費、大量廃棄によって、地球規模的な環境問題を引き起こしている一要因と考えられることから、ライフスタイルや経済活動を見直し、環境への負荷が低減される資源循環型社会を形成していこうという方向に大きく動いており、全国的にごみの減量化が進められている。

このような状況のなかで、本市におけるごみの排出の現状は、市民・事業者の排出抑制の取組みにより、排出量は減少傾向にある。特に、生活系ごみの1人1日当たり排出量の減少は顕著であり、平成29年度の集団回収量を除く生活系ごみの1人1日当たり排出量は725gであり、平成25年度に比べ、約33g減量している。

しかし、リサイクル率に関しては、平成29年度は21.2%であり、平成27年3月策定の「八街市一般廃棄物処理基本計画」の目標値（令和7年度で23.2%）に達しておらず、適正分別などによるリサイクルへの更なる取組みが必要となっている。

また、ごみ処理の現状としては、プラスチックごみの増加に伴い発熱量が上昇してきたこと、最終処分場の残余容量が少なくなってきたこと等の課題に直面している。

生活排水の分野では、市内の公共水域の水質改善と良好な水環境の確保が望まれている。

本市はこれらの課題を解決すべく、平成27年3月に「八街市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、基本方針及び具体的な取組みを実施することで、循環型社会形成推進と水環境の保全を行うことによって、円滑な一般廃棄物処理事業を展開していくものとする。

～本市における一般廃棄物処理の基本方針～

<ごみ処理>

1. 3Rの推進
2. 適正処理の推進
3. 環境保全意識の向上

<生活排水処理>

1. 適正な生活排水処理の推進
2. 適正な処理施設の維持管理
3. 環境保全意識の向上

（出典：「八街市一般廃棄物処理基本計画書」平成27年3月 一部加筆）

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市は、「千葉県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）」で印旛ゾーンNブロックとして位置づけられている。

現在は広域で取り組んで施設整備等を行っていないが、次期施設の新設に際しては、印旛ゾーンNブロックにこだわることなく、近隣自治体との広域処理について具体的な検討を行う。

注）印旛ゾーンNブロック：八街市、成田市、富里市が構成市

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するようごみカレンダーや広報紙等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校や各種団体とも連携し環境学習を行う。

従来よりプラスチック製容器包装廃棄物を分別収集し、民間施設に委託して分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託していた。当該施設が受入体制を整えることで、プラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装廃棄物を一括回

収し、分別・圧縮梱包後に指定法人への引き渡しを数住める。分別の基準については、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きを踏まえて検討する。また、従来は収集処分は全品目無料であったが、指定ごみ袋の有料化も検討し、分別排出の促進を図る。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 に示すとおりである。
なお、焼却施設では、温水の場内利用を行っている。

注) 最終処分量は本市ごみ処理実績資料（処理内訳表）に基づく数値を使用

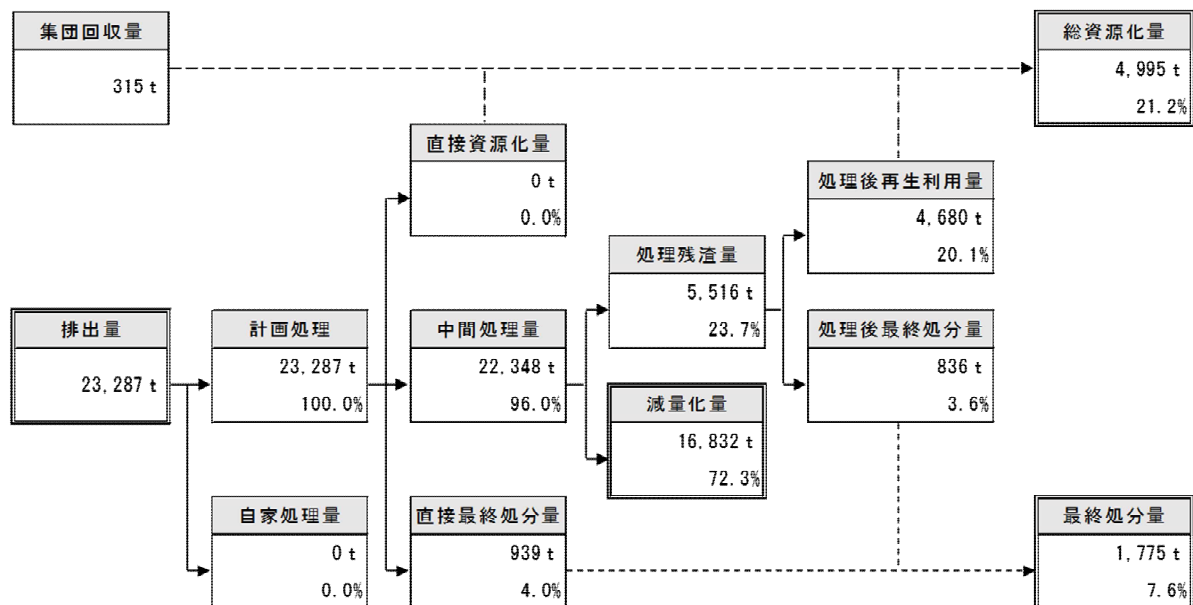


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

<用語の説明>

計画処理量：一般廃棄物の内、市町村が収集、処理するごみの量

自家処理量：一般廃棄物の内、家庭などで堆肥化や家畜の飼料化によって処理するごみの量

直接資源化量：紙類やペットボトルなど中間処理の過程を経ずに直接資源化されるごみの量

中間処理量：収集した廃棄物の内、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは破碎・選別、資源化処理されるごみの量

直接最終処分量：破碎・選別、資源化の処理の過程を経ずに最終処分場に埋め立てられるごみの量

処理残渣量：中間処理量の内、再生利用及び最終処分されるごみの量

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差

処理後再生利用量：破碎・選別処理の過程を経て再生利用される資源化量

処理後最終処分量：破碎・選別処理の過程を経て最終処分場に埋め立てられるごみの量

総資源化量：集団回収量及び処理後再生利用量を合算した資源化量

最終処分量：埋立処分された量

(2) 生活排水の処理の現状

平成 29 年度の生活排水の処理状況及びし尿及び汚泥等の排出量は図 2-2 に示すとおりである。

本市全体の生活排水処理対象人口は 71,442 人であり、汚水衛生処理人口（平成 29 年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様）は 52,032 人（全体の 72.8%）である。

し尿発生量は 2,929kl/年、浄化槽汚泥発生量は 13,075kl/年であり、処理・処分量は 16,004kl/年である。

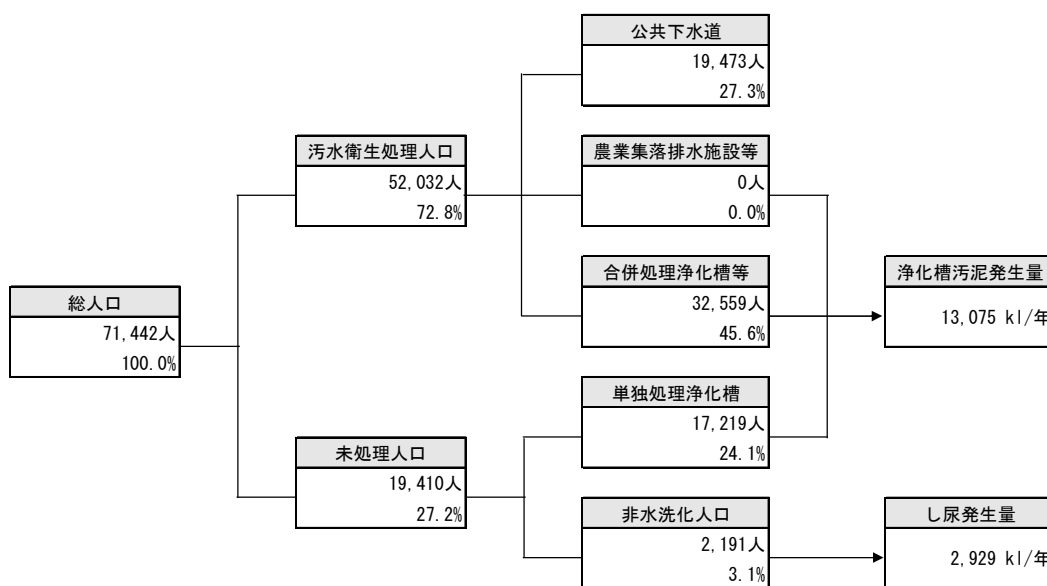


図 2-2 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度）

<用語の説明>

- 公 共 下 水 道：市街地における雨水や汚水を地下に埋設した管渠で排除し、汚水については終末処理場で処理または流域下水道に接続するために地方公共団体が管理するもの
- 農業集落排水施設：農業集落におけるし尿及び生活雑排水などの汚水等を処理する施設
- 合併処理浄化槽：家庭から排出されるし尿及び生活雑排水を処理する施設
- 単独処理浄化槽：家庭から排出されるし尿のみを処理する施設
- 非水洗化人口：し尿汲み取り及び自家処理により処理を行っている人口

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1 のとおり目標を定め、各種施策に取り組んでいくものとする。

表 2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標			現状（割合※ ¹ ） 2017（H29）年度	目標（割合※ ¹ ） 2025（R7）年度
排出量	事業系	総排出量	4,381トン	3,688トン（-15.8%）
		1事業所当たりの排出量※ ²	1.8トン/事業所	1.5トン/事業所（-16.7%）
	生活系	総排出量	18,906トン	16,807トン（-11.1%）
		1人当たりの排出量※ ³	226kg/人	211kg/人（-6.6%）
	合計	事業系家庭系排出量合計	23,287トン	20,495トン（-12.0%）
再生利用量	直接資源化量		0トン（0.0%）	0トン（0.0%）
	総資源化量		4,995トン（21.2%）	5,198トン（25.0%）
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）		- -	- -
減量化量	中間処理による減量化量		16,832トン（72.3%）	14,493トン（70.7%）
最終処分量	埋立最終処分量		1,775トン（7.6%）	1,078トン（5.3%）

※¹ 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※²（1事業所当たりの排出量）＝〔（事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量）〕/（事業所数）

※³（1人当たりの排出量）＝〔（生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量）〕/（人口）

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用料〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

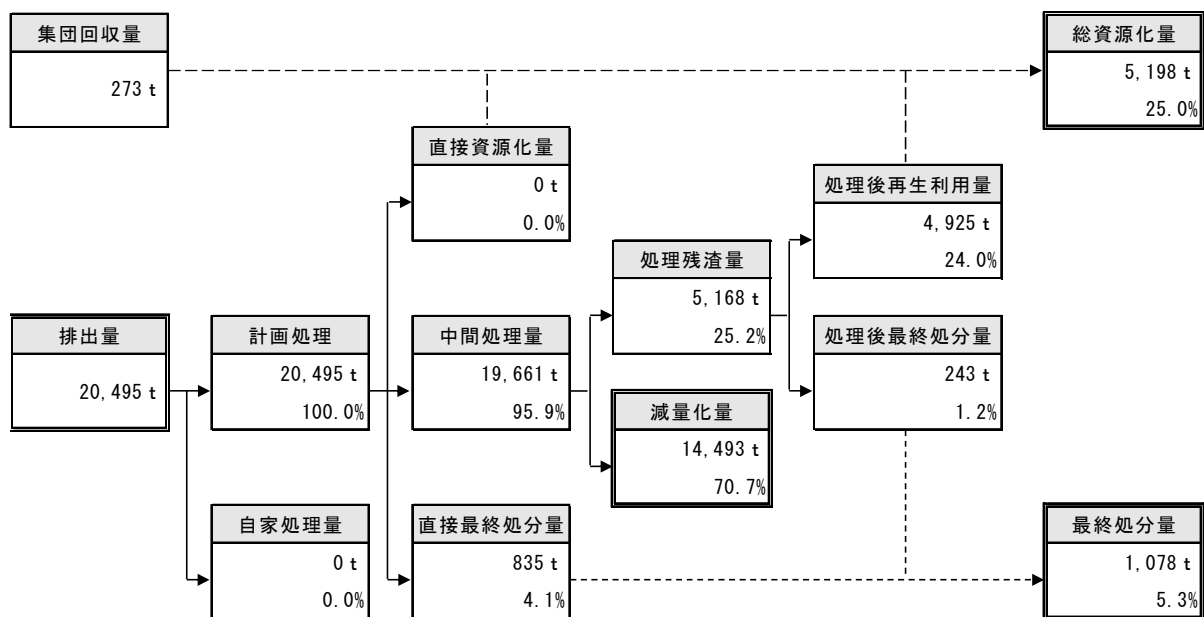


図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

令和 7 年度の生活排水の処理及びし尿・汚泥等の排出量は図 2-4 に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 66,827 人となり、汚水衛生処理人口は 56,268 人、汚水衛生処理率は 84.2% である。

し尿発生量は 876k1/年、浄化槽汚泥発生量は 11,461k1/年となり、処理・処分量は 12,337k1/年である。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		2017 (H29) 年度 実績	2025 (R7) 年度 目標
処理形態別人口	公共下水道	19,473人 (27.3%)	21,518人 (32.2%)
	農業集落排水施設等	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	32,559人 (45.6%)	34,750人 (52.0%)
	未処理人口	19,410人 (27.2%)	10,559人 (15.8%)
	合計	71,442人	66,827人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,929 キロリットル	876 キロリットル
	浄化槽汚泥量	13,075 キロリットル	11,461 キロリットル
	合計	16,004 キロリットル	12,337 キロリットル

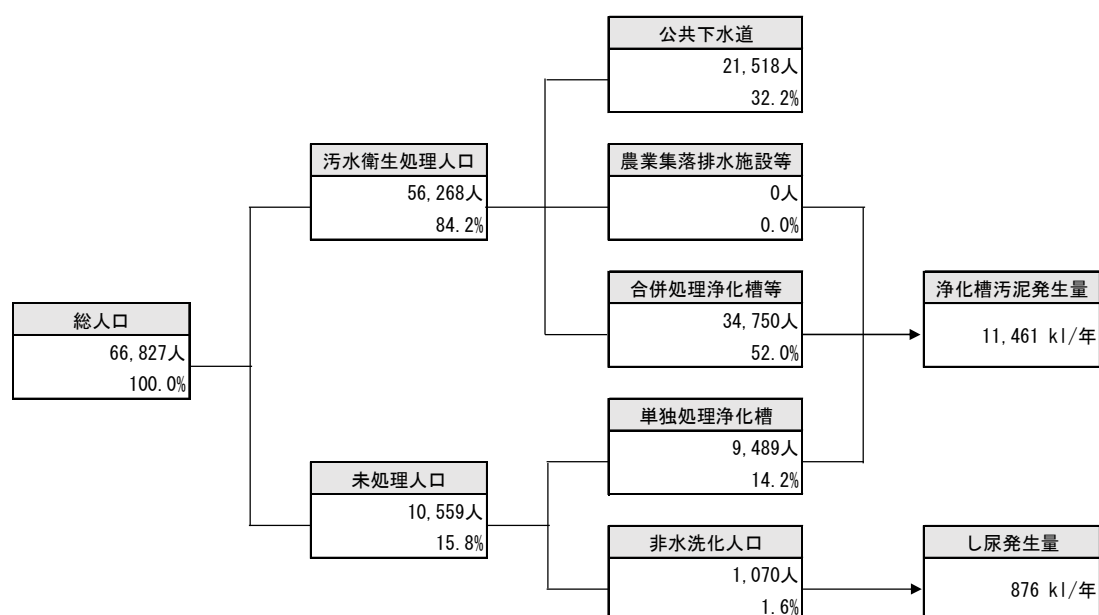


図 2-4 生活排水の処理状況フロー（令和 7 年度）

3. 施策の内容

循環型社会の実現を目指す本市においては、本計画等をとおして市民・事業者から排出される廃棄物を発生源から抑制するため、以下の施策について最も重要なものと位置づけて取り組んでいくものとする。

(1) 発生抑制・再使用の促進

本市のごみ排出量を削減するためには、3Rを基本とし、その中でもリデュース（発生抑制）の促進を最優先し、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でリデュースを実行していく必要がある。

また、不要となったものはできるだけ再利用（リユース）し、資源を大切に利用することが必要である。

そのための仕組みづくりや支援等の継続及び検討を行っていく。

ア ごみ処理の有料化

排出量に応じたごみ処理手数料を徴収することで排出者の排出抑制、減量化のインセンティブ（行動を起こさせる動機付け）が働き、再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化が図られる。

現在、事業系ごみについては、累進従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。

今後は、排出抑制と、一層の費用負担の公平性確保のため、生活系ごみについても、本計画の目標年度である令和7年度までに、料金徴収方法、手数料単価について検討を行った上で有料化を行うこととする。

イ 環境教育の推進

出前講座の実施や施設見学会による市民・事業者への積極的な啓発活動を実施し、各種リサイクル法の周知徹底を図るなど、環境教育の推進を継続的にやっていく。

過去5年間の施設見学会の実績は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 施設見学会の実績

	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度
施設見学会	9 団体	9 団体	9 団体	9 団体	14 団体

ウ 普及啓発の推進

ホームページ上でのより詳細なごみの分別方法についての情報提供（ごみ分別早見表）や、外国人向けに英語版のごみ収集カレンダーを作成するなど、適正分別の周知徹底を図っていく。

エ 助成による支援

各家庭から排出されるごみの減量化を促進するため、平成 28 年 7 月 1 日から生ごみ処理機を購入・設置する世帯に対し、申請による補助金の交付を行っている。

また、八街市資源回収実施奨励金交付要綱を定め、再資源化物の回収を行う団体に対し、奨励金を交付している。平成 29 年度の登録団体数は 54 団体である。

過去 5 年間の資源回収の実績は表 3-2 に示すとおりである。

なお、人口減少や少子高齢化等による登録団体数と資源回収量の減少が課題となっている。

表 3-2 資源回収の実績

	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度
資源回収実施 団体登録数	63 団体	60 団体	60 団体	58 団体	54 団体
資源回収量	544 t	488 t	436 t	400 t	315 t

オ マイバッグ運動・レジ袋対策

本市はマイバッグ運動を推奨しており、試験的に消費生活センターにてマイバッグを配布した実績がある。

今後は、市内諸団体等との連携などを視野に入れ、マイバッグ運動・レジ袋対策を推進していく。

カ リユース・リサイクル推進店の推進

リユース及びリサイクル推進店推奨制度を整備し、市内小売店との連携による排出抑制の啓発事業を実施する。

キ リユースの推進

不要品となった製品についての情報を市広報紙で公開している。

また、平成 30 年度からクリーンセンターに直接持ち込まれた家具類、衣類、毛布、ぬいぐるみ等のリユースを開始した。

今後、不要品のリユースの取組みの一層の充実を図る。

ク 有機性廃棄物の有効利用の促進の検討

剪定枝や生ごみ等の有機性廃棄物を資源として有効利用するための研究や研修を推進する。

なお、クリーンセンターでの処理が困難となる長さが 50cm を超える剪定枝等については、剪定枝等の堆肥化を行う市内の民間事業者に一般廃棄物再生利用業（処分業）の指定を行い、処理体制の確保を行っている。

ケ 生活排水対策

生活排水による河川の水質汚濁や生活環境の悪化を防止するため、公共下水道認可区域外の合併処理浄化槽の設置や汲み取り便槽・単独処理浄化槽からの転換を計画的に推進する。また、合併処理浄化槽の補助や家庭及び事業所における水質汚濁負荷の削減の取組みについて、広報などを通じて啓発に努める。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については表 3-3 に示すとおりである。

本市は、もやせるごみ、もやせないごみ、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑誌がみ）、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油、金物・小型家電・硬質プラスチック、かん電池等、蛍光灯、粗大ごみの計 16 分別である。

処理に関しては、八街市クリーンセンター及び民間業者、古紙問屋に搬入され、その後、中間処理、資源回収、最終処分等の適正処理を行っている。

八街市クリーンセンターで処理することができない長さが 50cm 以上を超える枝葉については、平成 13 年度より民間処理を活用し、適正にリサイクルを行っている。

今後も更なる資源化を図るための収集品目の拡大の検討を行っていくが、本市はリサイクル施設を有していないことから、収集運搬、処理についての総合的な見地から検討が必要になる。

なお、今後も適正処理を継続するために、焼却施設の延命化と温室効果ガスの発生抑制を目的とした基幹的設備改良事業を令和 3 年度から令和 5 年度に行う計画である。

表 3-3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 2017 (H29) 年度			今後 2025 (R7) 年度		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
もやせるごみ	焼却	八街市 クリーンセンター	もやせるごみ	焼却	八街市 クリーンセンター
もやせないごみ	埋立		もやせないごみ	埋立	
古紙類（集団回収含む）	リサイクル	古紙問屋	新聞	リサイクル	古紙問屋
雑誌			雑誌		
ダンボール			ダンボール		
紙バック			紙バック		
雑がみ			雑がみ		
ビン（集団回収含む）	リサイクル	民間事業者	ビン（集団回収含む）	リサイクル	民間事業者
ペットボトル	リサイクル		ペットボトル	リサイクル	
プラスチック製容器包装	リサイクル		プラスチック製容器包装	リサイクル	
カン（集団回収含む）	リサイクル		カン（集団回収含む）	リサイクル	
金物・小型家電・硬質プラスチック	リサイクル		金物・小型家電・硬質プラスチック	リサイクル	
かん電池等	リサイクル		かん電池等	リサイクル	
蛍光灯	リサイクル		蛍光灯	リサイクル	
廃食用油	リサイクル		廃食用油	リサイクル	
粗大ごみ	焼却・埋立		粗大ごみ	焼却・埋立・リサイクル	
		八街市 クリーンセンター			八街市 クリーンセンター
					（焼却灰・焼却飛灰） 民間事業者
					八街市一般廃棄物 最終処分場
					（売却）
					再商品化（委託）
					（売却）
					（売却）
					八街市一般廃棄物 最終処分場

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、事業者の自己責任での処理を原則とし、許可業者または事業者自らによる施設への搬入による。もやせるごみと、もやせないごみの2分別であり、生活系ごみに準じて処理を行っており、今後も生活系ごみに準じて処理を行う。

なお、事業者自らによる搬入の中に、資源が年間1%弱発生している。

平成29年度における事業系ごみ処理量の実績は、4,381t（もやせるごみ4,360t、もやせないごみ3t、資源18t）であり、令和7年度は、3,688t（もやせるごみ3,671t、もやせないごみ3t、資源15t）と推定している。

事業系ごみに関しても、ごみの発生抑制をはじめとする適正処理に関する行動を継続してもらうための指導・啓発を積極的に推進することとし、以下の取り組みを行う。

- ・ホームページ、広報紙による事業系一般廃棄物減量化方法等の案内
- ・収集運搬許可業者を通じた排出者の指導
- ・多量排出事業者等に対する適正処理の助言、指導
- ・搬入物展開検査による排出者・収集運搬許可業者への助言、指導

ウ 生活排水処理の現状と今後

本市の平成29年度の公共下水道処理率は、27.3%であり、また、生活排水の適正処理の割合は72.8%である。

都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全という下水道事業の目的を達成するためには公共下水道認可区域の拡大や、区域内の公共下水道普及を計画的に推進していく必要がある。

公共下水道認可区域外の区域は、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽、汲み取り便槽などにより、し尿の処理を行っているが、公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水環境の確保を目指すためには、し尿と生活排水の処理が同時にできる合併処理浄化槽の普及促進を図る必要がある。

このため、公共下水道認可区域外の地区の合併処理浄化槽設置に対して、八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（昭和62年10月告示）を設けている。

今後も生活排水処理に係る啓発等を通じて公共下水道への転換や助成制度の周知を図り、活用を働きかける。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

表 3-4 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3-4 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業 期間	国土 強靱化
1	焼却施設 八街市 クリーン センター	基幹的設備改良事業 (八街市クリーン センターごみ焼却 施設)	125 t / 日	八街市用草 字摩拝塚 500	R3 ～ R5 年度	—

(整備理由) 事業番号 1 既存施設の老朽化に伴う延命化及び温室効果ガスの発生抑制

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 3-5 に示すとおり行う。

表 3-5 合併処理浄化槽の整備計画

事業 番号	事業名	直近の整備済 基数 (平成 30 度)	整備計画基数	整備計画人口	事業期間
2	浄化槽設置整備 事業	14 基	125 基	765 人	R2 ～ R6 年度

(整備理由) 事業番号 2 公共用水域の水質を保全するため

(4) 施設整備に関する計画支援事業

整備計画に先立ち、表 3-6 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-6 実施する計画支援業務

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	焼却施設基幹的設備改良工事 (事業番号 1) に係る発注支援業務	・発注仕様書作成 ・見積設計図書検討	R2 年度

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

施設整備に先立ち、表 3-7 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-7 長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
2	長寿命化総合計画策定支援業務	・長寿命化総合計画策定 (環境保全計画、延命化計画)	R2 年度

(6) その他の施策

ア 最終処分場の検討

本市は、昭和 56 年度に埋立を開始した最終処分場を有している。

処分場の埋立完了予定は令和 6 年度であるが、分別区分の細分化や焼却灰の地域外処理及び資源化により埋立量の削減を図っていることから、この先 20 年程度の埋立を見込むことができる。

今後も市民に対し更なる分別の徹底をお願いし、最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努める。

なお、浸出水処理施設の老朽化が著しいことから、今後、施設の長寿命化を検討する必要がある。

表 3-8 八街市一般廃棄物最終処分場の施設概要

施設名	八街市一般廃棄物最終処分場
所在地	八街市用草字滝ノ谷津339
残余容量 (m ³)	94,688.86 (平成25年度実績)
埋立場所	山間
埋立開始年度	昭和56年度
埋立地面積 (m ²)	42,220
全体容積 (m ³)	405,800
埋立終了予定年度	2024 (令和6) 年度
遮水の方法	底部遮水工
浸出水の処理	凝集沈殿 生物処理 (脱窒なし) ろ過器
運転管理	委託
処分場の現状	埋立中
施設の改廃等	無し
産業廃棄物の搬入の有無	無し

(出典:「八街市一般廃棄物処理基本計画書」平成 27 年 3 月 一部加筆)

イ 不適正処理、不法投棄の対策

廃棄物の適正処理を推進するため、一般家庭で事業者が請け負った工事等で出た廃棄物について、産業廃棄物として適正処理の周知徹底を図るとともに、クリーンセンターで処理が困難な廃棄物について民間企業との連携を強化し、処理方法の確立に努める。

また、不法投棄監視員制度の活用、地域住民、警察、行政の連携強化により、定期的なパトロールの強化や立看板設置、民間警備会社による夜間等のパトロールを実施するなどし、不法投棄の未然防止や早期発見に努める。

ウ 災害廃棄物の対応

千葉県内の市町村・一部事務組合の間では、平成9年に「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」が締結されており、県内すべての廃棄物処理施設の相互援助協力体制が確立されている。

本市では、「震災廃棄物対策指針（平成10年10月、厚生省）」及び「水害廃棄物対策指針（平成17年6月、環境省）」に沿って、平成14年12月に「八街市震災廃棄物処理計画」を策定したが、策定後年月が経過していることに鑑み、「市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（平成30年8月）、千葉県」を参考に令和2年度に「災害廃棄物処理計画」を策定する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて千葉県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1（令和 2 年度）

1 地域の概要

(1)地域名	八街市	(2)地域内人口	71,442人	(3)地域面積	74,94k㎡
(4)構成市町村等名	八街市	(5)地域の要件*	人口	豪雪	山村 半島 過疎 その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：ごみ処理の広域化を推進すべく、近隣市町等との対話をしており、可能な限り早期に組合設立又は既存組合への加入を目指している。 設立（予定）年月日：				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標（割合）	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和7年度	
排出量	事業系 総排出量（トン）	4,629	4,657	4,689	4,640	4,381	3,688（-15.8%）	
	1 事業所当たりの排出量（トン/事業所）	1.8	1.8	1.9	1.9	1.8	1.5	
	生活系 総排出量（トン）	20,559	19,939	19,606	19,524	18,906	16,807（-11.1%）	
	1 人当たりの排出量（kg/人）	234	232	230	230	226	211	
	合計 事業系生活系排出量合計（トン）	25,188	24,596	24,295	24,164	23,287	20,495（-12.0%）	
再生利用量	直接資源化量（トン）	0	0	0	0	0	0	
	排出量に対する割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	総資源化量（トン）	5,151	5,278	4,835	4,735	4,995	5,198（25.0%）	
減量化量	エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）	-	-	-	-	-	-	
	減量化量（中間処理前後の差 トン）	17,529	17,616	17,446	17,317	16,832	14,493	
	排出量に対する割合	69.6%	71.6%	71.8%	71.7%	72.3%	70.7%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	3,052	2,190	2,450	2,512	1,775	1,078	
	排出量に対する割合	12.1%	8.9%	10.1%	10.4%	7.6%	5.3%	

※目標（割合）は平成29年度に対する割合、総資源化量は集団回収も含めた総排出量に対する割合

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料 1）

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

「八街市一般廃棄物処理基本計画（平成27年度）」（以下、「基本計画」と称す。）においては、令和7年度に平成25年度比で総排出量原単位の5%削減（排出抑制）を目標としているが、平成30年度の速報値でこの目標を達成したことから、新たに今後5年間ににおける削減目標を設定する。
生活系ごみについては、基本計画と同様に平成29年度比から5%削減、事業系ごみについては、展開検査の実施などの取り組みにより、更なる排出抑制が見込めることが期待されるため、平成29年度比から10%削減とした目標値を新たに設定する。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	八街市 刈ーンセンター	八街市	全連続運転 ストーカ式	125トン/日 (62.5トン/日×2所)	H14.9			施設は標高約40mの台地上にあるため浸水の恐れはない。周辺道路の浸水等により施設への搬入ができなくなった場合は、災害協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	

※計画区域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付。(添付資料4参照)

(2) 更新(改良)、新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)、新設理由	廃棄物施設の解体の有 無及び解体施設の名称	廃棄物施設解体事業	想定される浸水深と対策	プラスチック/再商品化を 実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	八街市 刈ーンセンター	八街市	全連続運転 ストーカ式	125トン/日 (62.5トン/日×2所)	R6.3	施設の延命化及びCO2 排出量削減のための基 幹的設備改良	無	無	施設は標高約40mの台地上にあるため浸水の恐れはない。周辺道路の浸水等により施設への搬入ができなくなった場合は、災害協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	無	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
総人口		74,339	73,614	72,861	72,193	71,442	66,827
公共下水道	汚水衛生処理人口	19,349	19,473	19,640	19,473	19,473	21,518
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	26.0%	26.5%	27.0%	27.0%	27.3%	32.2%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	33,529	32,323	31,527	32,187	32,559	34,750
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	45.1%	43.9%	43.3%	44.6%	45.6%	52.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	21,461	21,818	21,694	20,533	19,410	10,559
	汚水衛生未処理率	28.9%	29.6%	29.8%	28.4%	27.2%	15.8%

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。(添付資料2参照)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	八街市	2,437	14,809	昭和62年4月	125	765	令和7年度

※計画区域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付。(添付資料5参照)

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体 名称	規模 単位	事業期間 交付期間 開始 終了	国土 強靱 化総 計 値	総事業費(千円)				交付対象事業費(千円)						備考
						令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
〇エネルギー回収等に関する事業							2,933,238				1,514,800		155,874	776,276	582,650	
		八街市クリーンセンター(ごみ焼却施設)基幹的設備改良事業					2,933,238				1,514,800		155,874	776,276	582,650	
	1	八街市	125t/日	R3	R5		2,933,238	319,536	1,547,848	1,065,854	1,514,800		155,874	776,276	582,650	
〇浄化槽に関する事業						123,580	24,716	24,716	24,716	24,716	87,480	17,496	17,496	17,496	17,496	
		浄化槽設置整備	125基	R2	R6		123,580	24,716	24,716	24,716	87,480	17,496	17,496	17,496	17,496	
		〇廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業				5,444	5,444	0	0	0	5,444	5,444	0	0	0	
〇施設整備に関する計画支援事業			125t/日	R2	R2		5,444				5,444	5,444				
		長寿命化総合計画策定業務				3,081	3,081	0	0	0	3,081	3,081	0	0	0	
		ごみ焼却施設整備に係る計画支援事業				3,081	3,081	0	0	0	3,081	3,081	0	0	0	
〇施設整備に関する計画支援事業			125t/日	R2	R2		3,081				3,081	3,081	0	0	0	
		焼却施設基幹的設備改良工事発注支援業務				3,081	3,081				3,081	3,081	0	0	0	
		1	八街市	125t/日	R2	R2					3,081	3,081	0	0	0	
合 計						3,085,343	33,241	344,252	1,572,564	1,090,570	1,610,805	26,021	173,370	793,772	600,146	17,496

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	八街市
(2) 施設名称	八街市クリーンセンター（ごみ焼却施設）
(3) 工期	令和 3 年度～令和 5 年度
(4) 施設規模	処理能力 125 t / 日（62.5 t / 日 × 2 炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式焼却方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %）・ ☒ 無 2. 熱回収の有無 ☒（熱回収効率 未定^注 %）・ 無 注）詳細設計により確定
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化に伴い基幹的設備改良工事を実施し施設の長期的な安定稼働に資する。また、熱の有効利用を図るとともに稼働に伴い排出される二酸化炭素の 3%以上の削減に資する。
(8) 焼却施設解体工事の有無	有 ☒ 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	KWh / ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	
(12) 事業計画額	2,933,238 千円 うち、交付対象事業費 1,514,800 千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	八街市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的 及び内容	公共下水道未整備地区においては、公共用水域の水質を保全するために生活排水の適正処理が必要であり、このため合併処理浄化槽の整備を推進、特に高度処理型合併処理浄化槽を推奨する。
(4) 事業期間	令和2年度 ～ 令和6年度
(5) 事業対象地域の要件	市内の公共下水道未整備地区及び集中処理浄化槽施設を設置している住宅団地の区域を除く全区域において、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合
(6) 事業計画額	交付対象事業費 87,480 千円（整備計画人口 765 人分） うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	8 5 基 (4 2 5 人分)	60,240	82,740	60,240
6～7 人槽	2 0 基 (1 4 0 人分)	12,720	19,520	12,720
8～10 人槽	2 0 基 (2 0 0 人分)	14,520	21,320	14,520
11～20 人槽	基 (人分)			
21～30 人槽	基 (人分)			
31～50 人槽	基 (人分)			
51 人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備効 率化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費 効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	1 2 5 基 (7 6 5 人分)	87,480	123,580	87,480

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)			
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～15人槽	基 (人分)			
16～20人槽	基 (人分)			
21～25人槽	基 (人分)			
26～30人槽	基 (人分)			
31～40人槽	基 (人分)			
41～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (人分) 人槽 基 (人分) 人槽 基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	基 (人分) ※基数の合計には、宅内配管費、 撤去費、改築費を除く。			

循環型社会形成推進地域計画 内訳表（浄化槽系）

【参考資料様式6 補足資料】

集計表

浄化槽設置整備事業				公共浄化槽等整備推進事業			
区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	55基	39420千円	49920千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	10基	6360千円	8760千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	10基	7260千円	9660千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(単独転換)

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	50

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
12400千円	12400千円	12400千円	9000千円	46200千円
合計37200千円				

人槽区分	6～7人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1310千円	1310千円	1310千円	900千円	4830千円
合計3930千円				

人槽区分	8～10人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1460千円	1460千円	1460千円	900千円	5280千円
合計4380千円				

人槽区分	11～20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

人槽区分	21～30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

人槽区分	31～50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
22200千円	15000千円		9000千円	46200千円
(50)基				()基

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2430千円	1500千円		900千円	4830千円
(5)基				()基

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2880千円	1500千円		900千円	5280千円
(5)基				()基

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基				()基

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基				()基

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基				()基

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基				()基

浄化槽設置整備事業(汲み取り転換)
○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
740千円	740千円	740千円	1500千円	3720千円
合計2220千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2220千円			1500千円	3720千円

人槽区分	6～7人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
810千円	810千円	810千円	1500千円	3930千円
合計2430千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2430千円			1500千円	3930千円

人槽区分	8～10人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
960千円	960千円	960千円	1500千円	4380千円
合計2880千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2880千円			1500千円	4380千円

人槽区分	11～20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	21～30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	31～50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

循環型社会形成推進地域計画 内訳表（浄化槽系） 【参考資料様式6 補足資料】

集計表

浄化槽設置整備事業				公共浄化槽等整備推進事業			
区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	55基	39420千円	49920千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	10基	6360千円	8760千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	10基	7260千円	9660千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(単独転換) N10

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	25

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
6200千円	6200千円	6200千円	9500千円	28100千円
合計18600千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
11100千円	7500千円		9500千円	28100千円
(25)基				()基

人槽区分	6～7人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1310千円	1310千円	1310千円	1900千円	5830千円
合計3930千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2430千円	1500千円		1900千円	5830千円
(5)基				()基

人槽区分	8～10人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1460千円	1460千円	1460千円	1900千円	6280千円
合計4380千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2880千円	1500千円		1900千円	6280千円
(5)基				()基

人槽区分	11～20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基				()基

人槽区分	21～30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基				()基

人槽区分	31～50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基				()基

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基				()基

浄化槽設置整備事業(汲み取り転換)

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
740千円	740千円	740千円	2500千円	4720千円
合計2220千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2220千円			2500千円	4720千円

人槽区分	6～7人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
810千円	810千円	810千円	2500千円	4930千円
合計2430千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2430千円			2500千円	4930千円

人槽区分	8～10人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
960千円	960千円	960千円	2500千円	5380千円
合計2880千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2880千円			2500千円	5380千円

人槽区分	11～20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	21～30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	31～50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

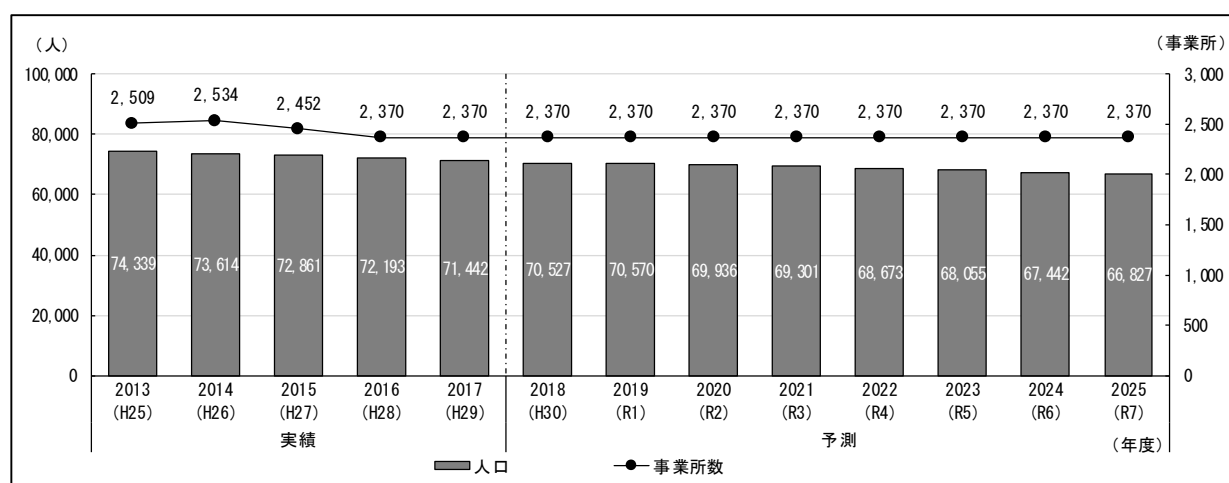
計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

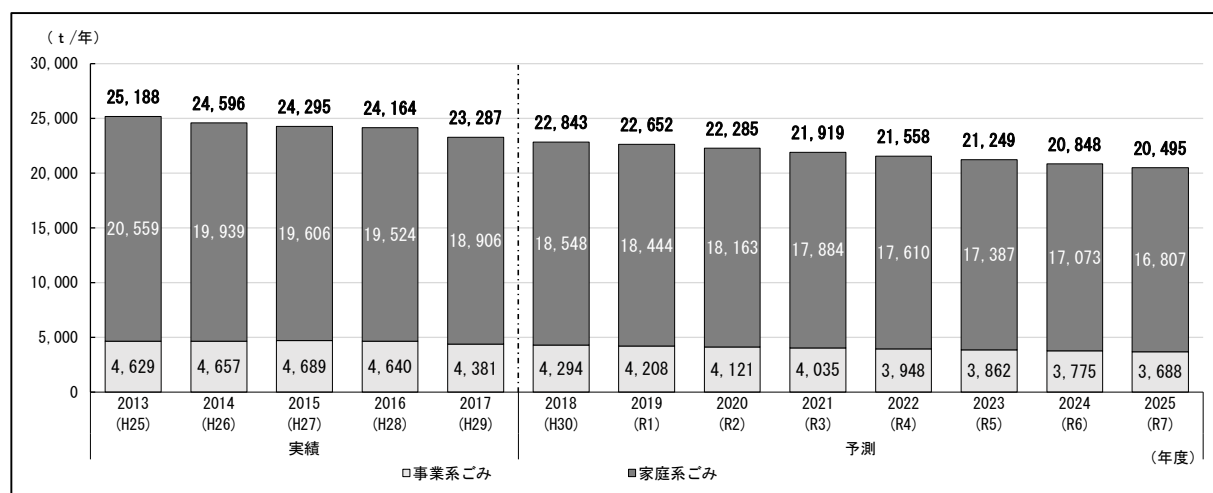
(1) 事業主体名	八街市	
(2) 事業目的	八街市クリーンセンター（ごみ焼却施設）基幹的設備改良事業のため	
(3) 事業名称	焼却施設基幹的設備改良工事発注支援業務	長寿命化総合計画策定業務
(4) 事業期間	令和 2 年度	令和 2 年度
(5) 事業概要	八街市クリーンセンター（焼却施設）基幹的設備改良工事にあたり、発注仕様書作成、また、見積設計図書の審査を実施する。	八街市クリーンセンター（焼却施設）の長寿命化計画を策定する。
(6) 事業計画額	3,081 千円 うち、交付対象事業費 3,081 千円	5,444 千円 うち、交付対象事業費 5,444 千円

添付資料１ 指標と人口等の要因に関するトレンド（ごみ）

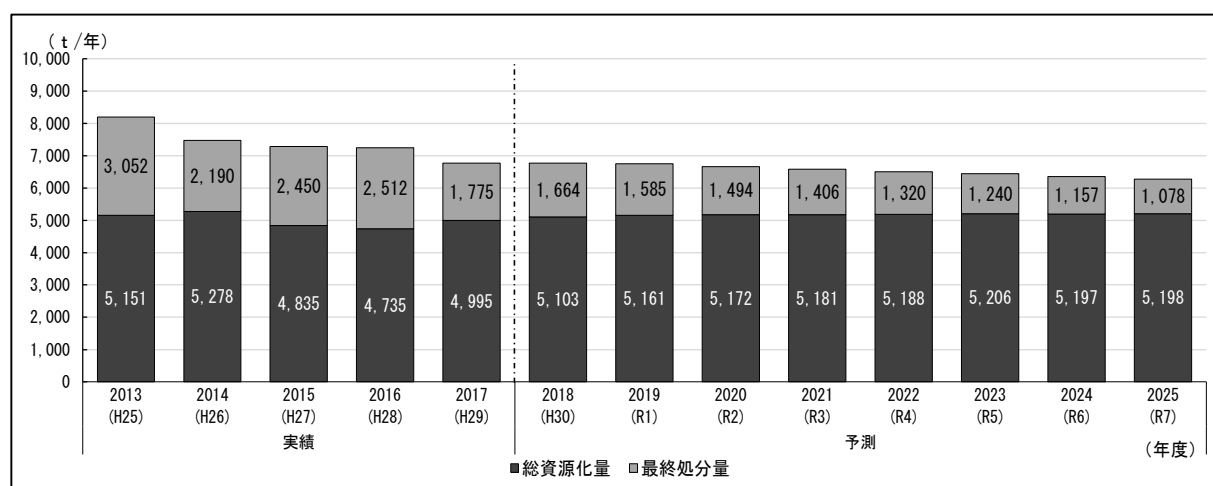
人口及び事業所数の推移



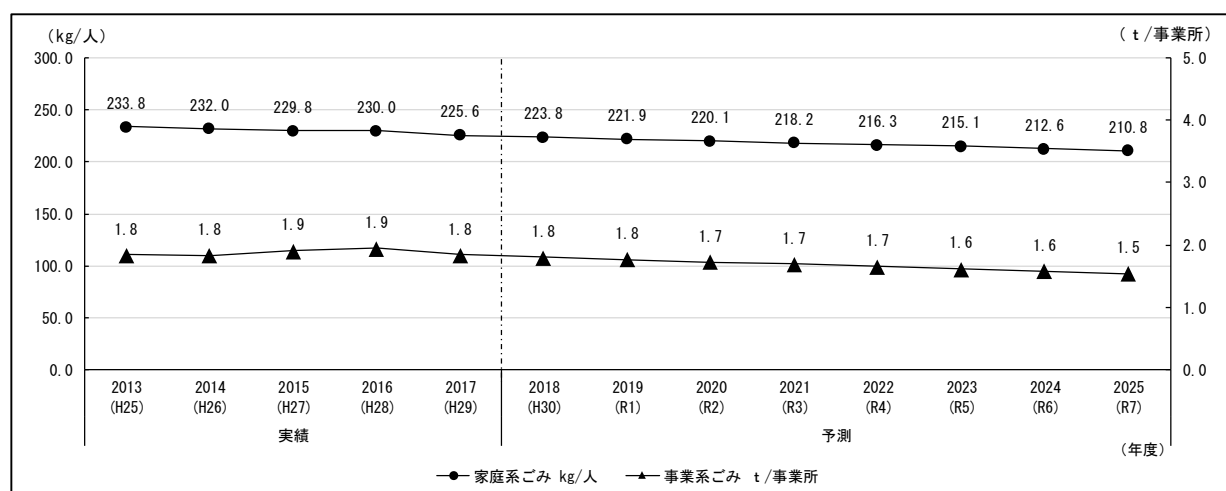
ごみ排出量（集団回収量を除く）の推移



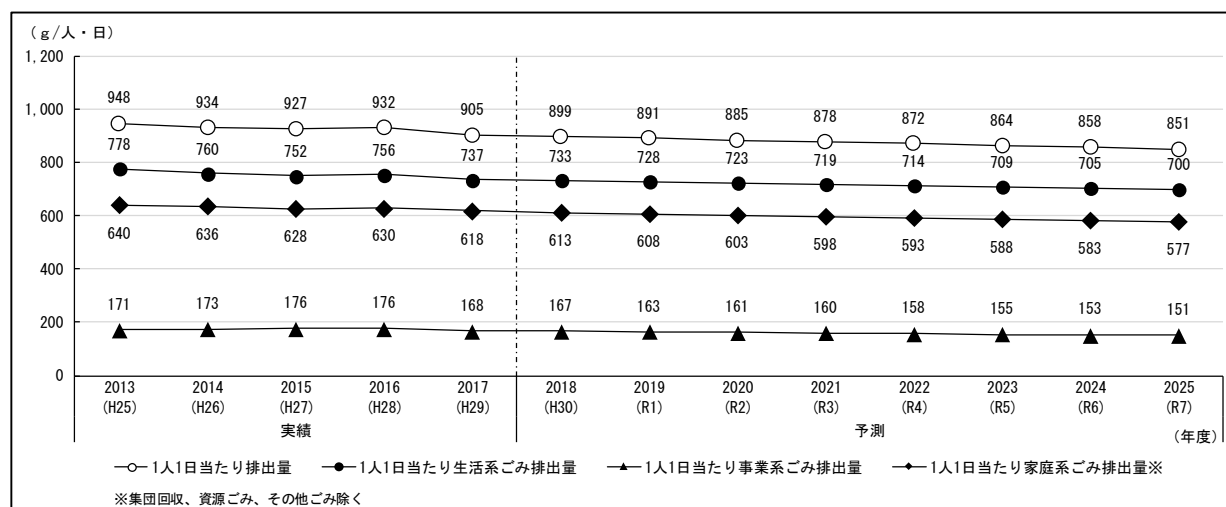
ごみ処理量の推移



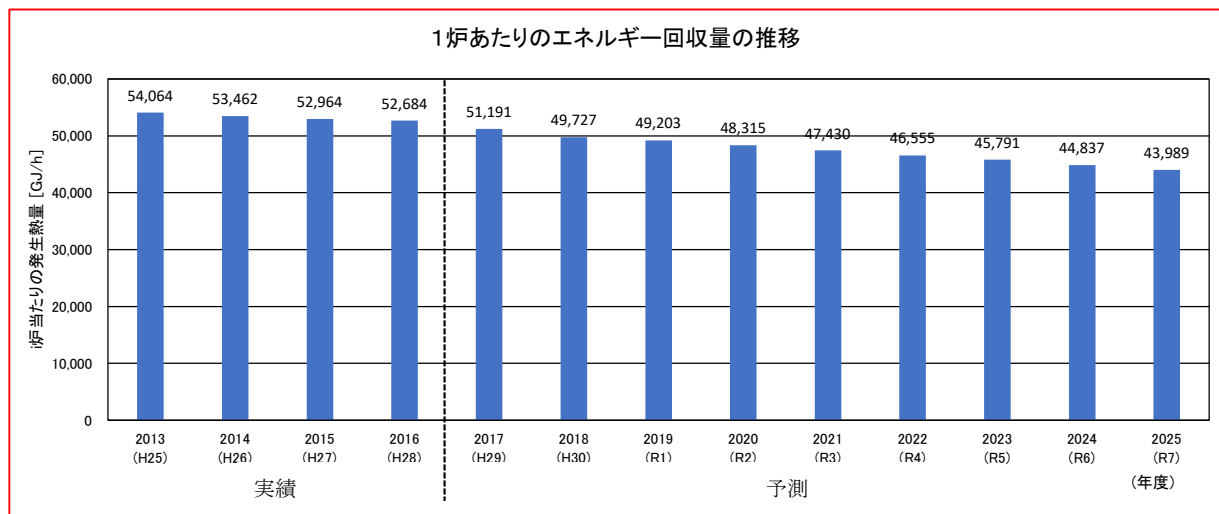
生活系・事業系排出原単位の推移



(参考)

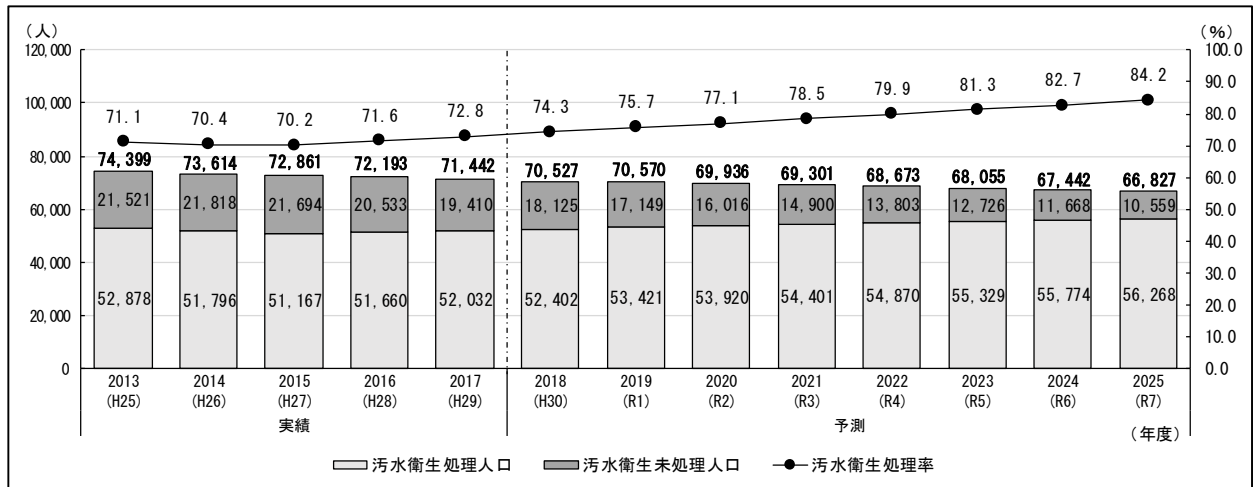


エネルギー回収量の推移

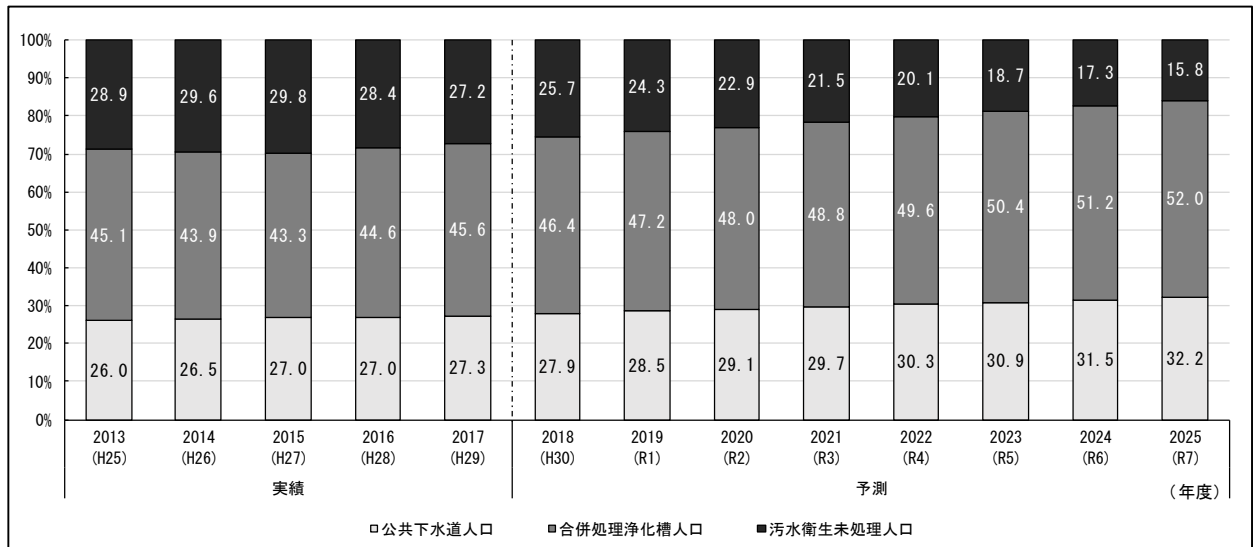


添付資料２ 指標と人口等の要因に関するトレンド（生活排水）

汚水適正処理人口及び汚水適正処理率の推移



生活排水処理形態別人口構成比の推移



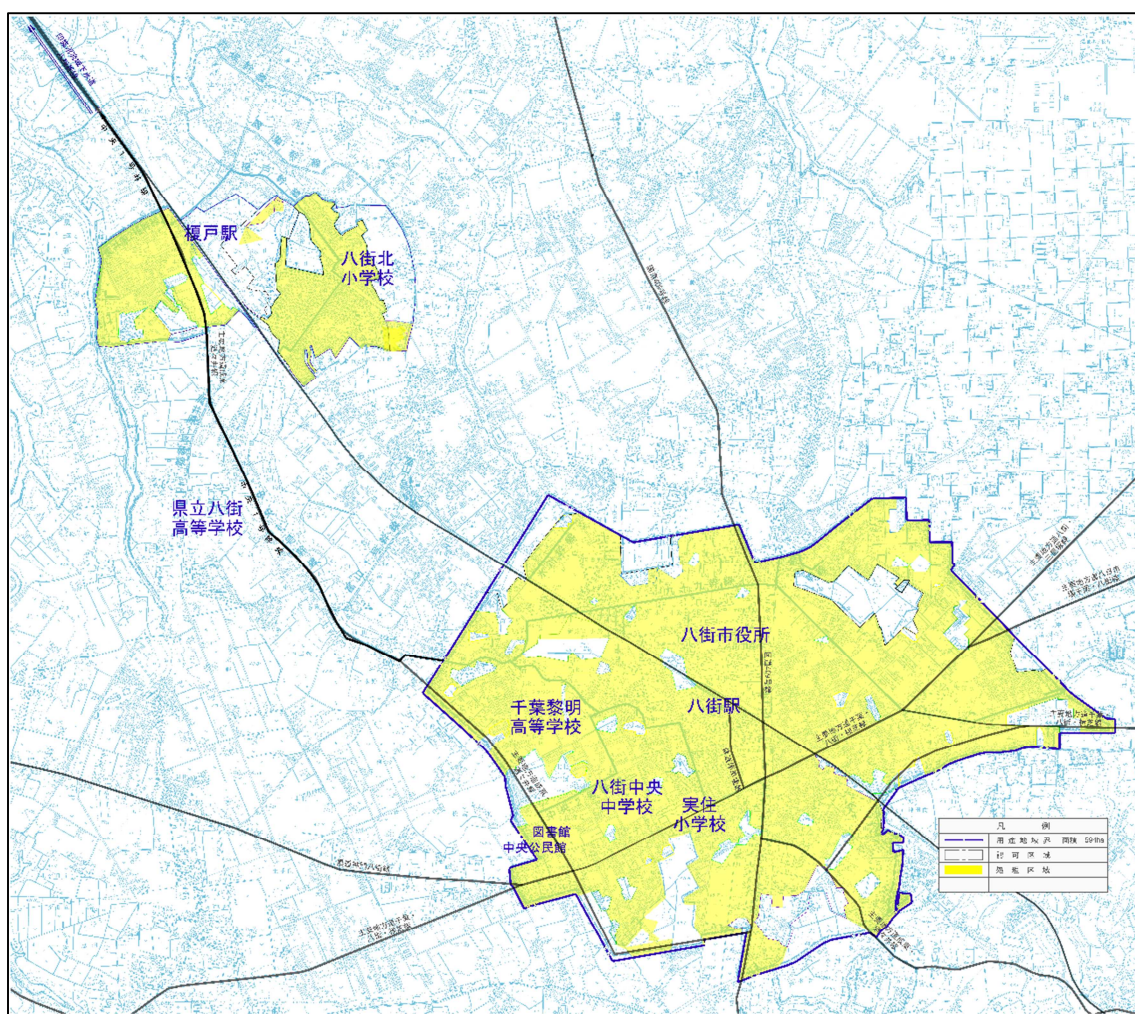
添付資料3 計画地域内の施設位置図



(出典：国土地理院ウェブサイト)

現況	将来
八街市クリーンセンター (焼却施設)	八街市クリーンセンター (焼却施設)
八街市一般廃棄物最終処分場 (最終処分場)	八街市一般廃棄物最終処分場 (最終処分場)

添付資料4 合併処理浄化槽整備計画図



公共下水道事業区域参考図（污水）

（出典：八街市ホームページ）

※市内の公共下水道未整備地区及び集中処理浄化槽施設を設置している住宅団地の区域を除く全区域において、申請のあった家庭が対象である。